

第2次
龜山市環境基本計画

2021~2030

Action for
SMILE 2030

令和3年6月
三重県亀山市

はじめに

鈴鹿の山並みや鈴鹿川など、本市の誇る豊かな自然と共生し、循環型の快適な環境空間を創造するため、本市においては亀山市環境基本条例に基づく「亀山市環境基本計画」を平成16年度に策定し、環境政策における先駆者としての様々な取り組みにより、市民が豊かな自然を愛し、安心して居住できる生活環境を創出してきました。

近年においても、「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、その自然環境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくための取り組みを進めています。

こうした過去から現在までの積み重ねが、本市における環境意識の高い市民風土の醸成に繋がっており、このことは、地域に根差した自然や文化などと調和した日々の生活に価値を見出し、それらを将来世代へと継承させていく地域社会の形成やクオリティオブライフの充実に通じるものであり、都市の持続可能性にも大きな影響を及ぼすものと考えています。

このように、環境政策は、社会・経済との関連において都市づくりの根幹を成すものであり、県内自治体に先駆けて策定する生物多様性地域戦略をはじめとする環境関連5計画を一元化し、新たに「第2次亀山市環境基本計画」を策定することにより、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の達成も含め、環境分野における包括的な取組を、持続可能で笑顔かがやく未来に向かって推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。



令和3年6月

亀山市長

櫻井 義之

目次

第1章 第2次亀山市環境基本計画について	5
1 本市の自然的、経済的、社会的条件・状況	6
2 背景と趣旨	10
3 策定の考え方	16
4 前計画について	19
5 策定にあたっての取組	30
6 計画期間と見直し	33
第2章 基本構想	37
1 目指す環境の姿	38
2 あるべき姿	39
3 目指す環境の姿の実現に向けて	40
4 施策体系図	48
第3章 「共生」：人と自然の共生	51
亀山市生物多様性地域戦略	
1 「共生」：人と自然の共生について	52
2 取組方針と施策	78
「知る・感じる」 生物多様性について学ぶ・認識する。	78
「守る・創る」 生物多様性を保全・創造する。	80
「享受する」 生物多様性の恵みを享受する。	82
3 成果指標	83
第4章 「快適」：快適な生活環境の創造	85
亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）	
1 「快適」：快適な生活環境の創造について	86
2 取組方針と施策	98
「美しいまちをつくる」 まちの美観を維持・向上する。	98
「環境と経済の調和を図る」 環境に配慮した事業活動を促進する。	100
「きれいな水を守る」 生活排水処理対策を推進する。	102
3 成果指標	104

第5章 「循環」：循環型社会の構築

107

亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

1 「循環」：循環型社会の構築について	108
2 取組方針と施策	132
「抑制する」 ごみの発生・排出を抑制する。	132
「再使用する」 使えるものは繰り返し使う。	134
「再生利用する」 資源として有効利用する。	135
「適正に処理する」	
適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。	136
3 成果指標	138

第6章 「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築

141

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

亀山市気候変動適応計画

1 「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築について	142
2 取組方針と施策	158
「減らす」 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。	158
「活用する」 再生可能エネルギーを活用する。	160
「適応する」 気候変動の影響に適応する。	162
3 成果指標	164

第7章 「参画・協働」：参画と協働による推進

167

1 「参画・協働」：参画と協働による推進について	168
2 取組方針と施策	170
「学ぶ」 環境教育・環境学習を推進する。	170
「みんなで進める」 みんなで協働して取り組む。	171
3 成果指標	172

第8章 計画の推進

173

1 推進体制	174
2 進行管理	176